

(案)

「インターネットトラヒック研究会」開催要綱

1 目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う在宅時間増等により、固定インターネットのトラヒックは大幅に増加している。また、今後もテレワーク、遠隔教育、オンラインライブなど、デジタル活用が一層進むことで、トラヒックの更なる増加が想定される。こうした中で、これらを支えるブロードバンドサービスについて、インターネット全体の混雑緩和や地域格差のない通信品質の確保を図っていくことが重要となっている。

以上を踏まえ、「新たな日常」において依存度が高まるインターネットのサービス品質確保に向けて、全体的な視点から、インターネット経路上の諸課題を洗い出し、関係者における取組・認識の共有・検証や今後必要となる取組の検討を行うことを目的とする。

2 名称

本研究会は、「インターネットトラヒック研究会」と称する。

3 検討事項

- (1) 「新たな日常」におけるインターネット利用とその依存度の変化
- (2) 通信事業者等のインターネットトラヒックへの対応状況
- (3) 利用者側のインターネット接続環境
- (4) インターネットトラヒックの首都圏一極集中の状況
- (5) 「新たな日常」においてもインターネットのサービス品質を確保するための方策等

4 構成及び運営

- (1) 本研究会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 本研究会には、座長を置く。座長は、本研究会を招集し、運営する。
- (3) 座長は、必要があると認めるときは、座長代理を指名することができる。座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは、座長に代わって本研究会を招集し、運営する。
- (4) 座長は、必要に応じて、必要と認める者を本研究会の構成員又はオブザーバとして追加することができる。
- (5) 座長は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (6) その他、本研究会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

5 議事・資料等の扱い

- (1) 本研究会は、原則として公開とする。ただし、座長が必要と認める場合については、非公開とする。
- (2) 本研究会で使用した資料及び議事要旨は、原則として、総務省のウェブサイトに掲載し、公開する。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の利益を

(案)

害するおそれがある場合又は座長が必要と認める場合については、非公開とする。

6 その他

本研究会の庶務は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課がこれを行うものとする。

(案)

(別紙)

「インターネットトラヒック研究会」構成員

(敬称略、五十音順)

内田 真人 早稲田大学 理工学術院 教授

江崎 浩 東京大学大学院 情報理工学系研究科 教授

桑津 浩太郎 野村総合研究所 研究理事
未来創発センター長
コンサルティング事業本部副本部長

田澤 由利 テレワークマネジメント 代表取締役

田中 絵麻 明治大学 国際日本学部 専任講師

中村 彰宏 中央大学 経済学部 教授

(座長) 林 秀弥 名古屋大学大学院 法学研究科 教授

平野 祐子 主婦連合会 副会長 社会部部長

吉田 友哉 インターネットトラヒック流通効率化検討協議会 主査
NTTコミュニケーションズ データプラットフォームサー
ビス部 担当部長・ネットワークエバンジェリスト

【オブザーバ】

一般社団法人 IPoE 協議会

一般社団法人 テレコムサービス協会

一般社団法人 電気通信事業者協会

一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会

一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟